

収受第131号
平28・5・13
人 事 課

2016年5月13日

門 真 市 長 園 部 一 成 様

門真市職員労働組合

執行委員長 西本 孝雄



要求書

2016年夏季・一時金要求などについて、下記のとおり要求します。

記

1. 夏期一時金については、期末手当として2.873ヶ月プラス48,000円を支給すること。給与水準の引き下げの下での深刻な生活実態を直視して、夏期一時金要求に応え生活改善をはかること。
2. 「役職別段階加算制度」については、ただちに廃止し、全職員一律10%支給に改めること。
3. 人事評価の価結果に基づく勤勉手当・昇給の反映は撤回すること。
4. 「民間調査比較対象事業所規模」の引き下げについては、「民間準拠」を口実とした水準低下と地域間格差を拡大するものであることから、従来の「100人以上」に戻すよう、人事院に働きかけることを行うこと。
5. 非正規・関連労働者の賃金・労働条件についても、正規職員との格差の是正にむけ具体的な措置を講じること。
6. 業務実態に見合った人員・職場体制の改善をし、職員が、震災などいかなる事態にも自治体として住民に対して責任ある対応が出来るよう、必要な人員を正規職員として引きつづき計画的に採用すること。
7. 超過勤務手当の支給率の引き上げ措置は、45時間以上を対象にすること。
8. 夏期休暇については、春闘要求どおり10日間とすること。また、非正規職員の夏期休暇を正規職員と同様とすること。

以上